

四條畷市排水設備工事の手引き

四條畷市都市整備部下水道河川課

平成31年3月 策定

令和7年9月 改定

目 次

1. 指定工事店制度	 P1
2. 排水設備工事の手順について	 P2
3. 平面図の作成について	 P4
4. 排水設備の構造上の基準	 P7
5. 浄化槽からの切り替えについて	 P10

1. 指定工事店制度

公共下水道の排水設備工事は、市に登録された「四條畷市排水設備工事指定工事店」でなければ、設計施工することはできません。

指定工事店の責務（「四條畷市排水設備工事指定工事店に関する規則」第9条から）

- （1）指定工事店は、四條畷市下水道条例、四條畷市下水道条例施行規則、四條畷市排水設備工事指定工事店に関する規則及び市長の指示を遵守するものとする。
- （2）工事又は修繕の申込みを受けたときは、正当な理由のない限りこれを拒否し、又は施工を怠ってはならない。
- （3）不当に高額な報酬を要求し、又は受け取ってはならない。
- （4）工事は、責任技術者の監理の下、誠実かつ迅速に施工し、完了後は速やかに管理者に届け出て責任技術者立会の上、検査を受けなければならない。
- （5）竣工検査の結果、工事が不完全であると認められた場合には、管理者の指定する期間内に改善又は補修しなければならない。
- （6）竣工検査の合格日から1年以内に生じた故障については、無償で修繕しなければならない。ただし、その故障が不可抗力による場合又は使用者の故意若しくは過失に基づいて生じた場合は、この限りでない。
- （7）指定工事店としての名義を他に貸与し、その請け負った工事を一括して第三者に請け負わせてはならない。
- （8）工事は、排水設備計画確認申請書において、確認を受けたものでなければ施工してはならない。
- （9）災害等緊急時に排水設備の復旧に関して管理者から協力の要請があった場合は、これに協力するよう努めなければならない。

注）指定工事店が、上記の規程に違反したときは、当該指定の取り消し又は1年を超えない期間を定めて指定の効力を停止することができる。

（「四條畷市排水設備工事指定工事店に関する規則」第15条）

2. 排水設備工事の手順について

【排水設備工事に必要な書類】

提出時期	書類名称	添付書類	部数
工事計画時	排水設備計画確認申請書(様式第2号)(※1)	平面図・位置図	(正)・(副)の2部
着工前	排水設備工事着手届(様式第3号)(※1)	—	1部
工事完了後	検査調書(※2)	—	1部
	検査済証(※2)	竣工平面図・位置図	(正)・(副)の2部
	排水設備工事完了届(様式第4号)(※1)	—	1部
	公共下水道使用開始届出書(様式第8号)(※1)	—	1部

(※1) 様式については四條畷市のホームページよりダウンロードができます。

(※2) 「検査調書」及び「検査済証(正)・(副)」については、排水設備計画確認申請書の確認後に下水道河川課の窓口にてお渡しします。

【排水設備工事申請フロー図】

□…申請者の動き

□…市の動き

排水設備計画確認申請書の提出

- 確認申請書（正）・（副）の2部 副本に四條畷水道センター工務課の経由印が必要
- 添付書類…平面図・位置図



排水設備計画確認申請書（正）へ市長印を押印し返却

- 条例等に沿った計画がされているかの確認をし、問題がない場合は提出日から約1週間をめどに返却をします
- 検査調書と検査済証（正）・（副）をお渡しします
- 排水設備計画確認申請書（正）は必ず申請者へお渡しください



工事着手届の提出

- 工事着手の前日までに提出してください



工事の完了

- 検査済証（正）・（副）に竣工時の位置図・平面図を添付し提出してください
- 検査調書の「責任技術者による事前チェックリスト」の記入及び押印をお願いします
- 提出の際に検査日程の予約を受け付けします



排水設備検査の実施

- 現地にて排水設備工事責任者立ち合いの下実施します。検査の際には、管勾配確認の為に水を流していただく場合もありますのでご準備ください
- 条例等に沿わないものや維持管理が難しいものについては是正をお願いすることがあります
- 是正の指導がある場合は対応後の合格となります。
- 是正がある場合は検査後1カ月以内をめどに対応をお願いします



検査済証の交付

- 合格から約1週間で検査済証の交付が可能となります
- 交付書類…検査済証（正）、平面図、位置図、検査済シール

3. 平面図について

(1) 記載事項

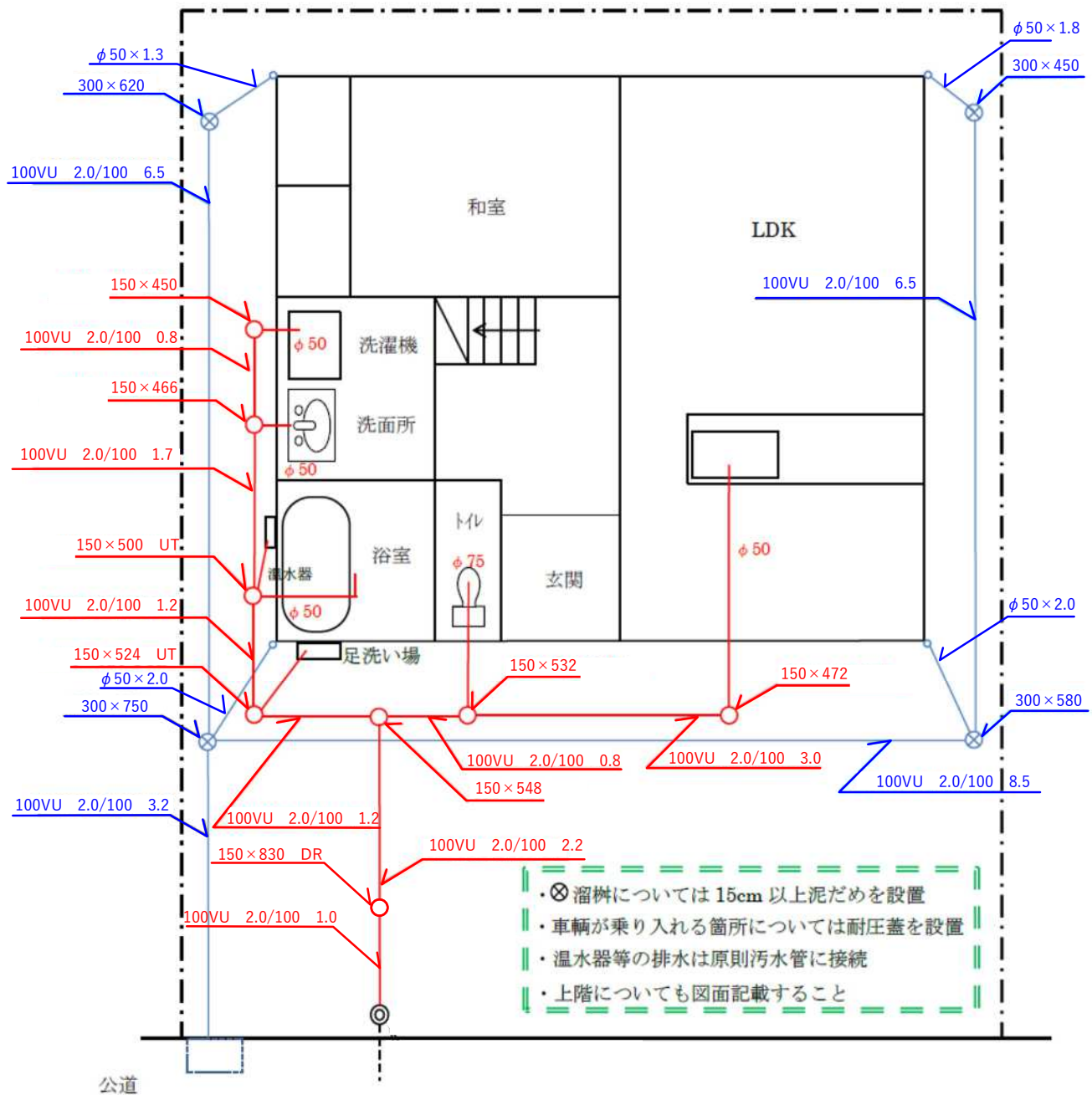
- ①図面は、別紙（A4又はA3）でも構いません。
- ②分流区域・合流区域に関わらず、汚水は赤色、雨水は青色など、汚水と雨水の色分けをしてください。
- ③枳には枳の種類と径及び深さ、管には口径と延長及び勾配を記入してください。
- ④公共枳も図示してください。（◎など）
- ⑤既設部分については、管と枳を破線又は黒線で記入し、管延長と枳の径を記入してください。
- ⑥スケール、方角を記入してください。
- ⑦内部配管の口径を記入してください。

(2) 平面図記載例(分流区域)

N
4

分流地域 参考図面

S=1:100 図中 上が北の場合でも方位、縮尺もしくはスケールバーを記入

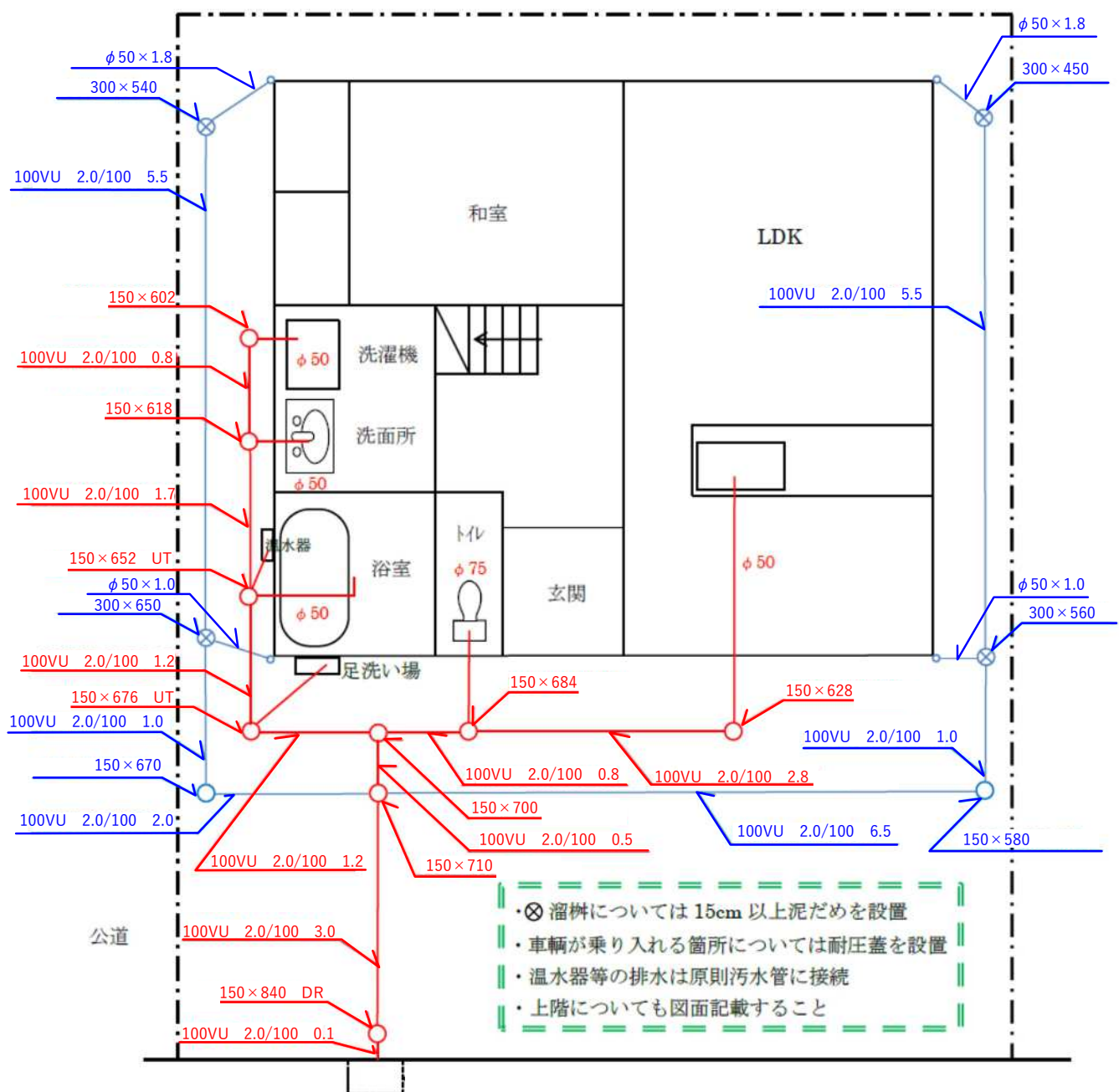


(3) 平面図記載例(合流区域)

合流地域 参考図面

S=1:100 図中 上が北の場合でも方位、縮尺もしくはスケールバーを記入

N
4



4. 排水設備の構造上の基準

(1) 排水管の内径

① 汚水のみを排除する排水管の内径

排水人口(単位:人)	排水管の内径(単位:mm)
150未満	100以上
150以上~300未満	150以上
300以上~600未満	200以上
600以上	250以上

ただし、延長3m以下のものの内径は、75mmとすることができる。

(3mを超えるものの内径は100mm以上)

② 雨水または雨水を含む下水を排除する排水管の内径

排水面積(単位:m ²)	排水管の内径(単位:mm)
200未満	100以上
200以上~400未満	125以上
400以上~600未満	150以上
600以上	200以上

ただし、延長3m以下のものの内径は、75mmとすることができる。

(3mを超えるものの内径は、100mm以上)

注)とゆからの管は、屋根あるいはベランダから下りてきたところ(3m以内)で、雨水枳(泥だめ)に入れてください。

(2) 土被り

排水管の土被りは、道路内では60cm以上、宅地内では20cm以上を標準としてください。

(3) 排水管の勾配

排水管渠の内径	100mm 以上	125mm 以上	150mm 以上	200mm 以上
勾配	2/100 以上	1.7/100 以上	1.5/100 以上	1/100 以上

(4) 枝管の内径

枝管の種類	枝管の内径
小便器、手洗器、洗面器、浴槽（家庭用）及び炊事場接続管	50mm 以上
大便器接続管	75mm 以上

(5) ます

- ① ますは、管渠の起点、合流点、屈曲点、内径の120倍以内の管長ごと、内径、勾配又は種類の異なった管渠の接続箇所その他排水設備の維持管理上必要な箇所に取り付け、円形又は方形とする。
- ② 管と管を接合する管接合（チーズ）は認めておりません。
- ③ アジャスターの目地部分には、コーキングするものとする。
- ④ 枳の設置については、荷重のかからないような場所への設定を行い、車の乗り入れ等の荷重がかかる場合は、枳の周りを十分に補強し、耐圧蓋を使用すること。
- ⑤ 雨水枳は内径φ200～φ300mmで15cm以上の泥だめを設けること。
- ⑥ 汚水枳は小口径（内径φ150）を基本としますが、宅内の器具防臭（S字トラップ）がないなど必要に応じて溜枳を設置することができます。その際は下流側にエルボを設置してください。

(6) 掃除口

敷地が狭く、枳が入らない場合は、事前に協議の上、ますの代わりとして掃除口の設置を認める場合があります。

(7) 公共枳への接続

公共枳への接続は、1方向から底付で施工してください。これは、汚水・雑排水が公共枳に付着し臭気が発生することを防ぐためですので、必ず守ってください。

また、接合部分には、地下水が侵入しないように、モルタルを施してください。

(8) 分流地域における屋外の足洗い場等の排水接続について

原則として汚水系統に接続してください。

ただし、建屋から離れた場所にあり、雨水が大量に入る可能性がある場合や施工上、汚水系統に接続することが困難であるなどの事情がある場合は、事前に下水道河川課と協議をしてください。

(9) 集合住宅等のごみ置き場について

水道で洗うことを想定している場合は、エルボ(防臭)付きの溜桝を内部に設置し、污水管に接続してください。

(10) 分流区域における給湯器及び空調機のドレン排水について

污水桝に防臭対策を施して接続してください。排水が機器内の中和機等により中和されている場合は雨水桝に接続しても問題ありませんが、事前に相談してください。

空調機のドレン排水については雨水系統への接続としてください。

(11) 屋内床下配管について

施工後の維持管理の観点から、屋内床下を横断する配管は行わず、原則として屋外に埋設するよう施工してください

ただし、やむを得ず屋内配管となる場合は、事前に下水道河川課と協議してください。

なお排水ヘッダーを使用したい場合は、製品の仕様書またはカタログ及び計画図面(点検口の位置、複数階の建物の場合は通気管の位置がわかるもの)を持参のうえ、協議してください。

(12) ポンプ圧送が必要となる場合

地理的にポンプ圧送(自然流下が困難)が必要な土地について、ポンプ圧送を行う計画となる場合、公共桝の一つ手前に塩ビ製の污水桝を設け、圧送された汚水をその桝で受けるよう計画してください。

なお、ポンプ圧送を行う計画の場合は、製品の仕様書またはカタログ(ポンプ及びそれに付随する異種管継手等)及び計画図面(ポンプの設置箇所)を持参のうえ、事前に下水道河川課と協議してください。

(13) その他

上記のほか、市が管理する下水道施設(公共ます等)の管理に影響を及ぼすような排水設備(施設)を施工する際は、事前に下水道河川課と協議してください。

5. 浄化槽からの切り替えについて

- (1) 浄化槽は、原則撤去することが望ましい。撤去しない場合は、浄化槽の上部を切り、内部を取り出し、清掃・消毒を行い、砂等を入れ埋戻しをして下さい。底面の水が抜けるような構造を行ってください。
- (2) 浄化槽の使用を廃止した場合には、「浄化槽使用廃止届」を四條畷市生活環境課に提出する必要がありますので施主様に説明してください。
- (3) 浄化槽までの排水設備で、四條畷市下水道条例に合わないものは、取り替えてください。また、老朽化したものも取り替えてください。
- (4) 四條畷市水洗便所改造資金融資あっせん制度を利用される場合は、工事調書を排水設備計画確認申請書(正)・(副)に1部ずつ添付して提出してください。また、竣工時には竣工段階の工事調書を2部提出してください。(工事調書:使用する材料の単価・量、工事見積金額を明記する書類)